

太陽光発電事業者の皆様へ

平成30年6月
福岡県

太陽光発電設備の安全対策について（注意喚起） ～浸水・破損による感電の防止や強風による飛散の防止など～

- 局地的な豪雨や台風に伴う大雨により、太陽光発電設備が浸水・破損などの被害を受けることがあります。
- 太陽光発電設備は、浸水・破損した場合であっても光が当たれば発電することが可能で、接近又は接触すると感電するおそれがあるとともに、有害物質が流出するおそれもあります。
- また、台風の強風などで太陽光発電設備が飛散した場合、周囲の住宅等に被害を及ぼすほか、人身事故につながる危険もあります。
- 発電事業者の皆様におかれましては、電気事業法などの関係法令を遵守の上、日頃から適切な維持管理及び保守点検を行い、事故の未然防止に努めてください。
- 併せて、太陽光発電設備が破損した場合には、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月 資源エネルギー庁）や民間団体が作成したガイドライン等を参考に、関係機関への連絡など適切な措置を講じてください。

－ 水没した太陽光発電設備による感電防止について －

※ 平成29年7月に経済産業省から次のとおり注意点が示されています。

1. 太陽電池発電設備（モジュール（太陽光パネル）、架台・支持物、集電箱、パワーコンディショナー及び送電設備（キュービクル等））は、浸水している時に接近すると感電するおそれがあるので、近づかないようにしてください。
2. モジュール（太陽光パネル）は、光があると発電していますので、触ると感電するおそれがあります。漂流しているモジュール（太陽光パネル）や漂着・放置されているモジュール（太陽光パネル）を復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、素手は避けるようにし、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）

などによって感電リスクを低減してください。

3. 感電のおそれがある太陽電池発電設備を見かけましたら、周囲に注意を呼びかけるとともに最寄の産業保安監督部または経済産業省までお知らせいただきますようお願いいたします。
4. 壊れた太陽電池パネルを処理する際には、ブルーシート等で覆い遮蔽するか、パネル面を地面に向けて、感電防止に努めて下さい。また、廃棄する際は自治体の指示に従ってください。
5. 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に水分が残っていることも考えられます。この場合、触ると感電するおそれがありますので、復旧作業に当たっては慎重な作業等を行う等により感電防止に努めてください。
6. 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に残った湿気や汚損により、発火する可能性がありますので、復旧作業に当たっては十分な注意を払い電気火災防止に努めてください。

<添付資料>

- ・「太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について」
(平成27年9月 一般社団法人太陽光発電協会)

【福岡県再生可能エネルギー総合相談窓口】

福岡県企画・地域振興部 総合政策課

エネルギー政策室 普及支援係

電話：092-643-3228

FAX：092-643-3160

E-Mail：energy@pref.fukuoka.lg.jp

3. 太陽電池パネルの取り扱い

水害によって被害を受けた太陽電池パネルは、絶縁不良となっている可能性があり、接触すると感電する恐れがありますので、触れないようにしてください。

復旧作業等やむを得ず取り扱う場合でも、素手は避けるようにし、感電対策(ゴム手袋、ゴム長靴の使用等)などによって感電リスクを低減してください。

又、複数枚の太陽電池パネルが接続されたまま飛ばされたり流されたりした場合は、接続活線状態であれば日射を受けて発電し高い電圧／電流が発生するため、周辺にロープを張るなど、関係者以外が不用意に立ち入らないような対策を実施することが必要です。

4. パワーコンディショナの取り扱い

浸水したパワーコンディショナは、直流回路が短絡状態になる可能性があり、太陽電池パネルが活線状態の場合には、短絡電流が流れることでショートや発熱する可能性があります。ショートしている状態が見える場合には、販売施工業者に連絡し、対応をとってください。

取り扱いにあたっては、安全のため感電対策(ゴム手袋、ゴム長靴の使用等)を行うとともに、パワーコンディショナの遮断器を解列することを推奨します。

以上